



栃木県公報

令和2(2020)年
6月30日(火)
第117号

目 次

規 則

- 栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定..... 593
- 老人福祉法施行細則の一部改正..... 593
- 健康増進法施行細則の一部改正..... 599

告 示

- 栃木県自然環境保全地域に関する保全計画の変更の概要..... 599
- 栃木県自然環境保全地域の特別地区の指定..... 600
- 栃木県自然環境保全地域の野生動植物保護地区の指定..... 600
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 600
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 601
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定..... 601

訓 令

- 栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部改正..... 601

公 告

- 令和3(2021)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集..... 603
- 土地改良区役員の退就任..... 604
- 開発行為の工事完了..... 604

規 則

栃木県規則第四十六号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和二年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

栃木県手数料条例の一部を改正する条例(令和二年栃木県条例第三十一号)附則第一号に掲げる改正規定の施行期日は、令和二年七月一日とする。

(文書学事課)

栃木県規則第四十七号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成五年栃木県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二条及び第三条 削除	(老人保護措置費経理状況報告書) 第一条 市町村長は、毎四半期分の老人保護措置費

(法第十一条の規定により市町村が行う措置に要する費用をいう。以下同じ。)について、当該四半期が終了する日の属する月の翌月十日までに老人保護措置費経理状況報告書により知事に報告しなければならない。

(老人保護措置費県負担金)

第三条 町村長は、当該年度において支弁する老人保護措置費について法第二十四条第一項第一号の規定による県負担金の交付を受けようとするときは、前年度の二月二十日までに老人保護措置費県負担金交付申請書に当該老人保護措置費に係る歳入歳出予算書抄本又は歳入歳出予算書案を添えて、知事に申請しなければならない。

2 町村長は、法第二十四条第一項第一号の規定による県負担金の交付を受けたときは、翌年度の四月末日までに老人保護措置費県負担金事業実績報告書に当該報告に係る老人保護措置費に関する歳入歳出決算書抄本又は歳入歳出決算書案を添えて、知事に報告しなければならない。

3 市町村長は、法第二十四条第一項第二号の規定による県負担金について、当該会計年度の前半期分を十月末日までに、後半期分を翌年四月末日までに、居住地を有しない者等に係る老人保護措置費県負担金請求書にその支出の証ひょう書類の写しを添えて、知事に請求しなければならない。

(申請書等の様式)

第五条 次の表の上欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ当該各号の下欄に定めるところによらねばならない。

一 十九 略	
二十 第三条の規定による老人保護措置費の報告	別記様式第二十号
二十一 第三条第一項の規定による老人保護措置費県負担金交付申請	別記様式第二十一号
二十二 第三条第二項の規定による老人保護措置費県負担金事業実績報告	別記様式第二十二号
二十三 第三条第三項の規定による居住地を有しない者等に係る老人保護措置費県負担金請求	別記様式第二十三号
二十四・二十五 略	

(申請書等の様式)

第五条 次の表の上欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ当該各号の下欄に定めるところによらねばならない。

一 十九 略	
二十から二十三まで	削除
二十四・二十五 略	

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(第5条関係)

第 号

年 月 日

栃木県知事 様

市町村長 印

〔市町村長以外の者〕
住 所
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕

老人居宅生活支援事業開始届

老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 届出者の登記事項証明書又は条例
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 職員の氏名
- 6 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 7 老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び入所定員(老人短期入所事業に係るものに限る。)
- 8 事業開始の予定年月日

別記様式第4号のまゝに提出する。

別記様式第4号(第5条関係)

第 号

年 月 日

栃木県知事 様

市町村長 印

〔市町村長以外の者〕
 住 所
 氏 名 印
 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び〕
 〔名称並びに代表者の氏名〕

老人デイサービスセンター等設置届

〔老人デイサービスセンター〕
 〔老人短期入所施設〕を
 〔老人介護支援センター〕を
 設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により関係書類を

添えて届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 施設の長の氏名
- 5 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 6 老人短期入所施設にあつては、その入所定員
- 7 事業開始の予定年月日

※ 関係書類

〔国、都道府県及び市町村以外の者〕
 届出者の登記事項証明書

別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。

別記様式第7号(第5条関係)

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

市町村長 印

老人ホーム設置届

老人福祉法第15条第3項の規定により老人ホームを設置したいので、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

※ 関係書類

届出者の登記事項証明書

別記様式第8号(第5条関係)

第 号

年 月 日

栃木県知事 様

名 称

代表者

印

老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法第15条第4項の規定により老人ホームを設置したいので、認可を受けたく関係書類を添えて申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

※ 関係書類
申請者の登記事項証明書

別記様式第二十号から別記様式第二十二号までを次のように改める。

別記様式第20号から別記様式第23号まで 削除

附 則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県規則第四十八号

健康増進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月三十日

栃木県知事 福田 富一

健康増進法施行細則の一部を改正する規則

健康増進法施行細則(平成十五年栃木県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書類の経由) 第六条 ① 略	(書類の経由) 第六条 <u>法第二十六条第二項の規定により厚生労働大臣に提出する申請書は、同条第一項の許可を受けようとする者の営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</u> 2 略

別記様式第二号中

1 学校	2 病院(病床数 床)	
3 介護老人保健施設(入所定員数 人)		
4 老人福祉施設(入所定員数 人)	5 児童福祉施設	
6 社会福祉施設	7 矯正施設	8 寄宿舍 9 事業所
10 一般給食センター	11 その他()	

を

1 学校	2 病院(病床数 床)	
3 介護老人保健施設(入所定員数 人)		
4 介護医療院(入所定員数 人)		
5 老人福祉施設(入所定員数 人)	6 児童福祉施設	
7 社会福祉施設	8 事業所	9 寄宿舍
10 矯正施設	11 一般給食センター	12 その他()

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康増進課)

告 示

栃木県告示第390号

自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第13条第1項の規定に基づき、栃木県自然環境保全地域に関する保全計画を変更したので、同条第4項において準用する同条第3項の規定に基づ

き、その概要を次のとおり告示する。

なお、栃木県自然環境保全地域に関する保全計画は、栃木県環境森林部自然環境課及び県北環境森林事務所において縦覧に供する。

令和 2 (2020) 年 6 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栃木県自然環境保全地域の名称

七千山自然環境保全地域

2 変更の概要

七千山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、及び当該特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定した。

栃木県告示第391号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第1項の規定に基づき、七千山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、特別地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び県北環境森林事務所において縦覧に供する。

令和 2 (2020) 年 6 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保全区域等

名 称	位 置	区 域	面 積	主 要 保 全 対 象
七千山特別地区	那須塩原市	那須塩原市百村字深山3104番地の3及び4のうち 栃木・福島県境の尾根部から栃木県側に幅20m	9.88ha	亜高山帯の生物相

2 区域図（省略）

栃木県告示第392号

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第16条第1項の規定に基づき、七千山自然環境保全地域の特別地区の区域内に野生動植物保護地区を指定したので、同条第2項において準用する同条例第12条第5項の規定に基づき、その区域を次のとおり告示する。

なお、野生動植物保護地区の区域図は、栃木県環境森林部自然環境課及び県北環境森林事務所において縦覧に供する。

令和 2 (2020) 年 6 月 30 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 保全区域等

名 称	位 置	区 域	面 積	保 護 す べ き 野 生 動 植 物 の 種 類
七千山野 生動植物 保護地区	那須塩原市	那須塩原市百村字深山3104番地の3及び4のうち 栃木・福島県境の尾根部から栃木県側に幅20m	9.88ha	(植物) タテヤマウツボグ サ、ウラジロヨウ ラク、ハクサンチ ドリ

2 区域図（省略）

(自然環境課)

栃木県告示第393号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同

法第78条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年6月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0971001391	ミツイ商事有限会社 代表取締役 室井 純子	ミツイ訪問介護ステーション	大田原市蛭田 1985-1	令和2(2020)年 6月1日	訪問介護
0972701130	社会福祉法人もてぎ協栄会 理事長 古澤 栄一	デイサービスセンターうぐいすの杜	芳賀郡茂木町茂木 1824番地28	令和2(2020)年 6月1日	通所介護
0972701122	社会福祉法人もてぎ協栄会 理事長 古澤 栄一	特別養護老人ホームうぐいすの杜	芳賀郡茂木町茂木 1824番地28	令和2(2020)年 6月1日	短期入所生活介護

栃木県告示第394号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年6月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0972701122	社会福祉法人もてぎ協栄会 理事長 古澤 栄一	特別養護老人ホームうぐいすの杜	芳賀郡茂木町茂木 1824番地28	令和2(2020)年 6月1日	介護予防短期入所生活介護

栃木県告示第395号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年6月30日

栃木県知事 福田 富一

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	指定介護老人福祉施設		指定の年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0972701122	社会福祉法人もてぎ協栄会 理事長 古澤 栄一	特別養護老人ホームうぐいすの杜	芳賀郡茂木町茂木 1824番地28	令和2(2020)年 6月1日	介護老人福祉施設

(高齢対策課)

訓 令

本 庁
出 先 機 関

栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年六月三十日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

栃木県施行の公共事業に伴う損失補償基準（昭和三十九年栃木県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建物等の移転料)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次条の規定による補償をする場合における第一項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から同条の規定により算定した額を控除した額とする。</u></p> <p>(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)</p> <p>第二十八条の二 <u>土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第一項後段の規定により補償することとなった建物が配偶者居住権の目的となっている場合についても、同様とする。</u></p> <p>(移転雑費)</p> <p>第三十七条 略</p> <p>2 <u>前項の場合において、当該建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第四十四条、第四十七条及び第五十一条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。</u></p>	<p>(建物等の移転料)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>(移転雑費)</p> <p>第三十七条 略</p> <p>2 <u>前項の場合において、当該建物等の所有者及び借家人</u> <u>又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第四十四条、第四十七条及び第五十一条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するものとする。</u></p>

附 則

この訓令は、令和二年七月一日から施行する。

(用地課)

公 告

○令和3(2021)年度栃木県立産業技術専門校訓練生の募集

令和3(2021)年度に入校する栃木県立産業技術専門校訓練生を次のとおり募集するので、栃木県立産業技術専門校規則(昭和47年栃木県規則第36号)第9条の規定により公告する。

令和2(2020)年6月30日

栃木県知事 福田 富一

1 産業技術専門校名及び所在地等

産 業 技 術 専 門 校 名	所 在 地 等
県立産業技術専門校	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地48-4 電話 028-689-6374

2 募集人員

訓 練 課 程	科 名	人 員
普 通 課 程 技 能 習 得 コ ー ス	機 械 技 術 科	人 30
	制 御 シ ス テ ム 科	20
	自 動 車 整 備 科	20
	建 築 設 備 科	20
	I T エ ン ジ ニ ア 科	20
	金 属 加 工 科	20
	電 気 工 事 科	20
	木 造 建 築 科	20

3 募集期間及び試験日

訓 練 課 程	募 集 期 間	試 験 日
普通課程 技能習得コース (木造建築科を除く)	(1) 推薦入校試験 令和2(2020)年9月7日(月) ~同月18日(金)	(1) 推薦入校試験 令和2(2020)年10月5日(月)
	(2) 一般入校試験 第1回 令和2(2020)年10月19日(月) ~同月30日(金) 第2回 令和2(2020)年11月30日(月) ~12月11日(金) 第3回 令和3(2021)年1月25日(月) ~2月5日(金) 第4回 令和3(2021)年3月3日(水) ~同月16日(火)	(2) 一般入校試験 第1回 令和2(2020)年11月9日(月) 第2回 令和3(2021)年1月15日(金) 第3回 令和3(2021)年2月19日(金) 第4回 令和3(2021)年3月19日(金)

普通課程 技能習得コース (木造建築科)	(1) 推薦入校試験 令和2(2020)年11月30日(月) ~12月4日(金) (2) 一般入校試験 第1回 令和3(2021)年1月18日(月) ~同月22日(金) 第2回 令和3(2021)年3月9日(火) ~同月12日(金)	(1) 推薦入校試験 令和3(2021)年1月8日(金) (2) 一般入校試験 第1回 令和3(2021)年2月12日(金) 第2回 令和3(2021)年3月17日(水)
----------------------------	---	---

4 その他

募集について不明な点は、県央産業技術専門校(電話028-689-6374)に問い合わせること。

(労働政策課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年6月30日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
石 関 土地改良区	理事	岡崎 忠		矢板市石関1352-2	令和2(2020). 3.31	
	〃		関谷 博	〃 〃 915-2		令和2(2020). 4.1
	監事	関谷 博		〃 〃 〃	令和2(2020). 3.31	
	〃		岡崎 忠	〃 〃 1352-2		令和2(2020). 4.1
鬼怒川東部 土地改良区	理事	綱川 茂		さくら市柿木沢816-2	令和2(2020). 6.1	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年6月30日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字石田字砂田2093番1、 2094番2、2093番3の一部、2092番4の 一部、2098番3の一部	宇都宮市石井町3378番地1ラピタ 205	菊池直宏 菊池礼菜
塩谷郡高根沢町大字飯室字北ノ内491番3、 491番4、491番5	塩谷郡高根沢町大字飯室491番地3	長谷川 旭
塩谷郡高根沢町大字飯室字北ノ内491番1	塩谷郡高根沢町大字宝積寺2333番地 7	長谷川 直紀
下野市磯部字北河原1110番1、1110番4	下野市駅東三丁目6番44号コーポ英 C101	星野圭祐
下野市薬師寺字舟寄2057番4	下野市薬師寺2057番地3 河内郡上三川町大字上三川3926番地 5ベルリュミエール106	伊澤美香 伊澤憲一
下野市川中子字大口1368番	下野市緑六丁目18番地1レオパレス ボンジュール302号室	梅山健治
下都賀郡壬生町大字安塚字前田1880番1	下都賀郡壬生町大字安塚1938番地4 フォーリアA102	田口妃奈 田口修也
那須郡那須町大字高久乙字道上2294番4の 一部、2294番5の一部、2294番7の一部	東京都千代田区九段南二丁目1番17 号	株式会社nikis simo
【第2工区】 下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原2032番1、 2032番3 (開発行為に関する工事) 下都賀郡壬生町大字安塚字鹿島原2026番2の 一部、2027番3の一部、2026番2地先、2032 番2地先	下都賀郡壬生町大字安塚2032番地	社会福祉法人せせら ぎ会

(都市計画課)